

III 防災指針

1. 災害リスクへの対応方針

(1) 基本的な考え方

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模災害が発生している。伊豆市は、地形条件から災害リスクの高い区域が広く存在しており、近年ではさらに災害の発生リスクが高まっている。

こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられた。

防災指針では、災害ハザード情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市が抱える防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりに向けた取り組み方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることとなっている。

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」では、①災害リスクの回避と②災害リスクの低減の大きく2つの考え方により、取組方針を定めるものとしている。また、伊豆市内には津波浸水により甚大な被害が想定される地域が存在しており、事前に復興準備を進めることが重要となっている。そのため、災害リスクの回避・低減、復興事前準備の3つの視点及び災害種別ごとの防災上の課題を踏まえ、取組方針を以下のとおり定める。

<立地適正化計画制度における考え方+伊豆市特有の課題に対する考え方>

災害リスクの回避	災害リスクの低減	復興事前準備
<ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制 ・災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域に含めないことによる立地誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード、ソフトの防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時のことをあらかじめ想定し、実際に被害が発生した際に迅速に復興に着手できるよう、ハード・ソフト両面からの対策を講じる

<伊豆市における防災上の課題>

災害種別	主な課題
共通（洪水、土砂、津波）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に主要な道路が途絶するおそれ ・指定避難所またはその周辺に災害リスクが存在 ・要配慮者利用施設またはその周辺に災害リスクが存在
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模の浸水深0.5m以上のエリアに住宅が立地
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）内に住宅が立地
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域、市街地において土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が広く分布

<伊豆市における取組方針>

リスクの回避

災害リスクが低いエリアへの居住促進

- ・災害リスクが特に高いエリア（洪水浸水深 0.5m 以上のエリア、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域）は居住誘導区域に含めない。

■伊豆市における洪水浸水対策の考え方

洪水浸水想定区域のうち、計画規模（狩野川（国・県管理区間）年超過確率→1/100、修善寺川年超過確率→1/50、大見川 年超過確率→1/50、山川 年超過確率→1/30）に対しては、河川整備等のハード整備や、「伊豆市水害に備えた土地利用条例」に基づく建築や開発行為等への指導により命を守るための対策を推進する。想定最大規模の浸水及び家屋倒壊等氾濫想定区域に対しては、ハード対策に限界があるため適切な避難行動により命を守るための対策を推進する。

以上を前提として、計画規模の浸水深0.5m以上は、災害リスクが特に高いエリアとして、居住誘導区域には含めないこととする。

■伊豆市における土砂災害対策の考え方

土砂災害特別警戒区域に対しては、建築や開発行為の規制と移転補助により命を守るための対策を推進する区域であり、災害リスクが特に高いエリアとして、居住誘導区域には含めないこととされている。土砂災害警戒区域に対しては、リスクの周知と警戒避難体制の整備により命を守るための対策を推進する。

■伊豆市における津波浸水対策の考え方

津波浸水想定区域のうち、津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）では、要配慮者利用施設の開発行為及び建築の規制により更なるリスクをこれ以上増やさないための対策を推進する。津波災害警戒区域「海のまち安全避難エリア」（イエローゾーン）に対しては、津波のリスクの理解と適切な避難行動により命を守るための対策を推進する。

以上を前提として、津波災害特別警戒区域「海のまち安全創出エリア」（オレンジゾーン）は、災害リスクが特に高いエリアとして、居住誘導区域には含めないこととする。

リスクの低減**災害発生要因の低減**

- ・土砂災害については土砂災害対策工事、洪水浸水については河川の護岸工事等の実施を国・県へ要望する。

災害発生時の避難場所の確保

- ・地震、津波、土砂災害及び洪水浸水のいずれの災害リスクにおいても、避難場所となる広場・公園等の整備を行う。

災害時の避難ネットワークの構築

- ・地震、津波、土砂災害及び洪水浸水のいずれの災害リスクにおいても、避難路の整備等を行う。

避難体制の拡充・意識の啓発

- ・地震、津波、土砂災害及び洪水浸水のいずれの災害リスクにおいても、ハザードマップや指定避難所等の情報の周知、要配慮者の避難支援、災害時行動計画の策定支援等を行う。

復興事前準備**広域防災拠点の形成**

- ・地震、津波、土砂災害及び洪水浸水のいずれの災害リスクにおいても、広域的な防災拠点、津波災害後の移転地の整備等を行う。

骨格となる道路ネットワークの構築

- ・地震、津波、土砂災害及び洪水浸水のいずれの災害リスクにおいても、緊急輸送路の整備等を行う。

III 防災指針

(2) 災害ハザード情報等の収集・整理

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」では、洪水・雨水出水・津波・高潮・土砂災害などの災害要因ごとに検討を行うことが必要とされている。

また、災害ハザードには住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」がある。

そこで、伊豆市で指定がある災害ハザード情報を下表のとおり収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について次頁以降に整理する。

表 災害ハザード情報の収集・整理項目

災害種別	ハザードデータ		使用データ
洪水（狩野川、修善寺川、大見川、山川）	洪水浸水想定区域（計画規模）		多段階の洪水浸水想定区域図、水害リスクマップ（狩野川国管理区間のみ）
	洪水浸水想定区域（想定最大規模）		
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流／河岸侵食）		
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	国土数値情報
	急傾斜地崩壊危険区域		国土数値情報
	地すべり防止区域		国土数値情報
津波	津波災害特別警戒区域	津波災害警戒区域	静岡県 津波災害警戒区域／特別警戒区域 区域図
ため池	ため池浸水想定区域		伊豆市ため池ハザードマップ
高潮	高潮浸水想定区域		静岡県高潮浸水想定区域図

表 洪水に関する情報の収集・整理項目

	区分	想定的前提となる降雨
想定最大規模	狩野川水系狩野川（国管理区間）	狩野川流域上流で48時間総雨量が822mmになった場合を想定
	狩野川水系狩野川（県管理区間）	
	狩野川水系修善寺川	
	狩野川水系大見川	
	山川水系山川	
計画規模	狩野川水系狩野川（国管理区間）	昭和33年9月狩野川台風、昭和57年8月台風、平成10年9月台風
	狩野川水系狩野川（県管理区間）	
	狩野川水系修善寺川	
	狩野川水系大見川	
	山川水系山川	
		山川流域の12時間の総雨量262mm

表 都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン・イエローゾーン（参考）

区域		行為規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等)	(建築基準法第39条第2項抜粋) 災害危険区域内における住宅の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。
	地すべり防止区域	(地すべり等防止法第18条第1項抜粋) 地すべり防止区域内において次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	急傾斜地崩壊危険区域	(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項抜粋) 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。
	土砂災害特別警戒区域	(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項抜粋) 特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	浸水被害防止区域	(特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項、第66条第1項抜粋) 浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	津波災害特別警戒区域	(津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項抜粋) 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制は無く、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	洪水浸水想定区域	なし
	ため池浸水想定区域	なし
	土砂災害警戒区域	なし
	津波災害警戒区域	なし
	津波浸水想定区域	なし
	高潮浸水想定区域	なし

2. 地域ごとの防災上の課題と対応

災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせにより、防災上の課題の分析を行う。

表 都市の情報

重ねる情報	出典
建物構造	基盤地図情報
建物用途	都市計画基礎調査
都市機能施設	国土数値情報、ゼンリン住宅地図等
要配慮者利用施設	伊豆市地域防災計画、ゼンリン住宅地図
避難施設（指定避難所・指定緊急避難所）	伊豆市地域防災計画
道路網	国土数値情報、基盤地図情報

表 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定区域 (計画規模)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・都市施設 ・要配慮者利用施設 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋浸水のおそれはあるか ・施設の継続利用は可能か ・避難施設の利用は可能か ・孤立の可能性はあるか
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路として利用可能か
土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・都市施設 ・要配慮者利用施設 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の損壊や倒壊のおそれはあるか ・施設の継続利用は可能か
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路として利用可能か ・道路寸断の可能性はあるか
津波災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・都市施設 ・要配慮者利用施設 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋浸水のおそれはあるか ・施設の継続利用は可能か ・避難施設の利用は可能か
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網 ・避難施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路として利用可能か

防災上の課題及び対策の検討にあたっては、伊豆市都市計画マスタープランや本計画における地区区分・拠点配置等を考慮して、居住誘導区域を設定する各拠点周辺を中心的に行う。

また、伊豆市では居住誘導区域外の集落の多くが山間部及び沿岸部に位置しており、災害リスクが高いことから、修善寺・土肥・天城湯ヶ島・中伊豆の地域ごとに地域全体の災害リスク分析及び対策の検討も合わせて行う。

(1) 修善寺地域

<修善寺地域－居住誘導区域内（修善寺駅周辺・牧之郷地区）>

○洪水浸水

- ・狩野川右岸および狩野川左岸の一部には狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上の箇所があるため、居住誘導区域に含めない。
- ・牧之郷地区は避難所から徒歩500m圏外となっている。また、住宅地に近接する田沢川や野尻川は豪雨時に洗堀、護岸崩壊等の恐れがある。

○土砂災害

- ・要配慮者利用施設かつ医療施設である伊豆赤十字病院の周辺には、土砂災害警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。
- ・避難所に指定されている修善寺生きいきプラザ周辺には、土砂災害警戒区域が指定されている。
- ・加殿地区や修善寺駅南東部の広い範囲で土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されており、住宅が多く立地しているほか、要配慮者利用施設が存在している。
- ・指定避難所の伊豆総合高校敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている。

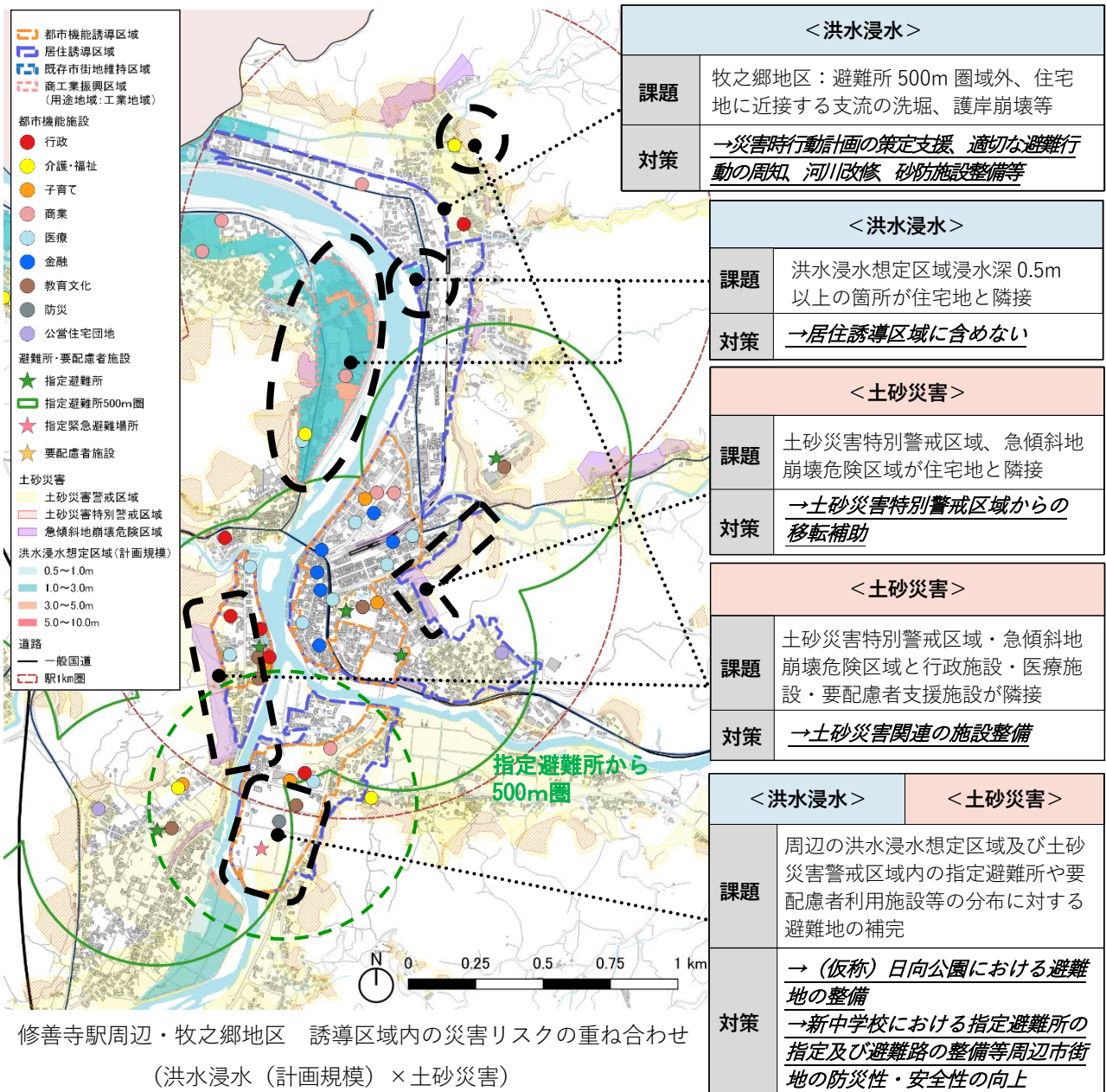


図 修善寺駅周辺・牧之郷地区 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ
(洪水浸水（計画規模）×土砂災害)

【補足 狩野川（国管理区間）における水害リスクマップを考慮した分析】

狩野川（国管理区間）においては、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、水害リスクマップ及び多段階浸水想定図が作成されている。

水害リスクマップを分析した結果、現況河道の想定最大規模においては、居住誘導区域内の広い範囲に浸水深0.5m以上のエリアが存在し、ハード対策に限界があるため、適切な避難行動により命を守るための対策を推進する。また、狩野川左岸の計画規模浸水深0.5m以上の用途地域については、年超過確率1/30（中頻度）以上の規模でも浸水するため、誘導区域に含めない。

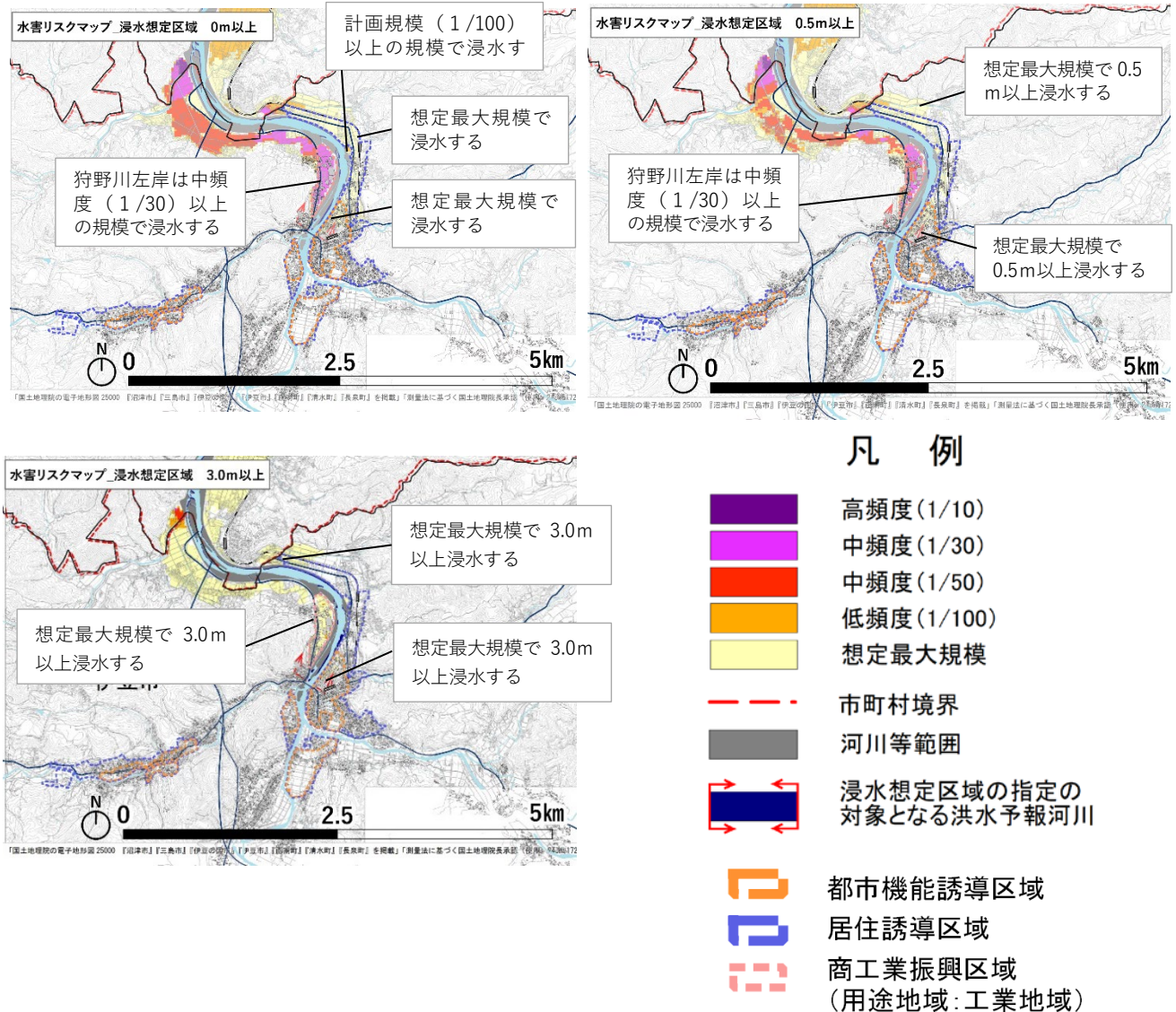


図 狩野川水系（国管理区間）水害リスクマップ（現況）

（水害リスクマップ（現況河道）狩野川浸水深0m以上、0.5m以上、3.0m以上をもとに作成）

<修善寺地域－居住誘導区域内（修善寺温泉周辺）>

○洪水浸水

- ・修善寺温泉周辺の中心部の一部が、修善寺川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されている。
- ・指定避難所である修善寺総合会館の敷地の一部が、修善寺川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されている。ただし、敷地内で避難空間を確保できるため、誘導区域に含めている。

○土砂災害

- ・修善寺川右岸では土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が広い範囲で指定されており、住宅や宿泊施設が隣接して立地している。
- ・指定避難所の修善寺小学校は土砂災害警戒区域内に立地している。
- ・居住誘導区域内の多くの建物は普通建物*であり、土砂災害が発生した場合、倒壊のおそれがある。

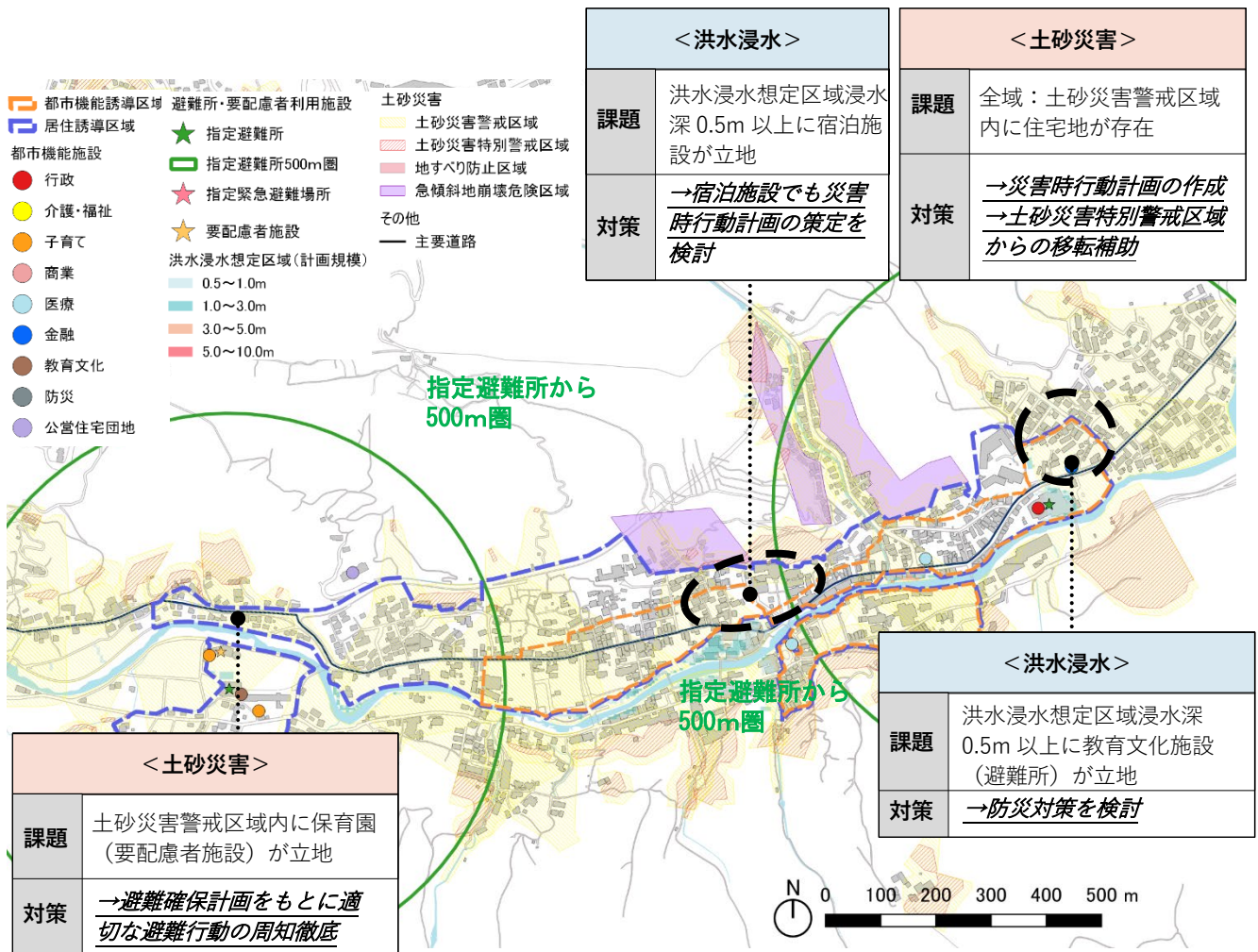


図 修善寺温泉周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ図（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

*国土地理院「作業規則の準則（付録7 公共測量標準図式）」より、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物のことを指す

III 防災指針

<修善寺地域－全域>

○洪水浸水

- ・熊坂地区を中心に狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されており、「伊豆市水害に備えた土地利用条例」により、建築行為を行う場合に、浸水対策の措置を求めている。
- ・指定避難所の熊坂小学校（体育館）周辺は狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されている。

○土砂災害

- ・修善寺地域と他地域をつなぐ主要道路（修善寺道路、（主）伊東修善寺線、（主）修善寺戸田線、国道136号）の沿道は、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があることから、土砂災害によって途絶することが懸念される。
- ・修善寺ニュータウンへ連絡する道路の沿道には、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があることから、土砂災害によって途絶することが懸念される。
- ・指定避難所の修善寺東小学校は土砂災害警戒区域内に立地している。
- ・熊坂地区の要配慮者利用施設は狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）及び土砂災害警戒区域内に立地している。加殿地区の要配慮者利用施設も土砂災害警戒区域内に立地している。

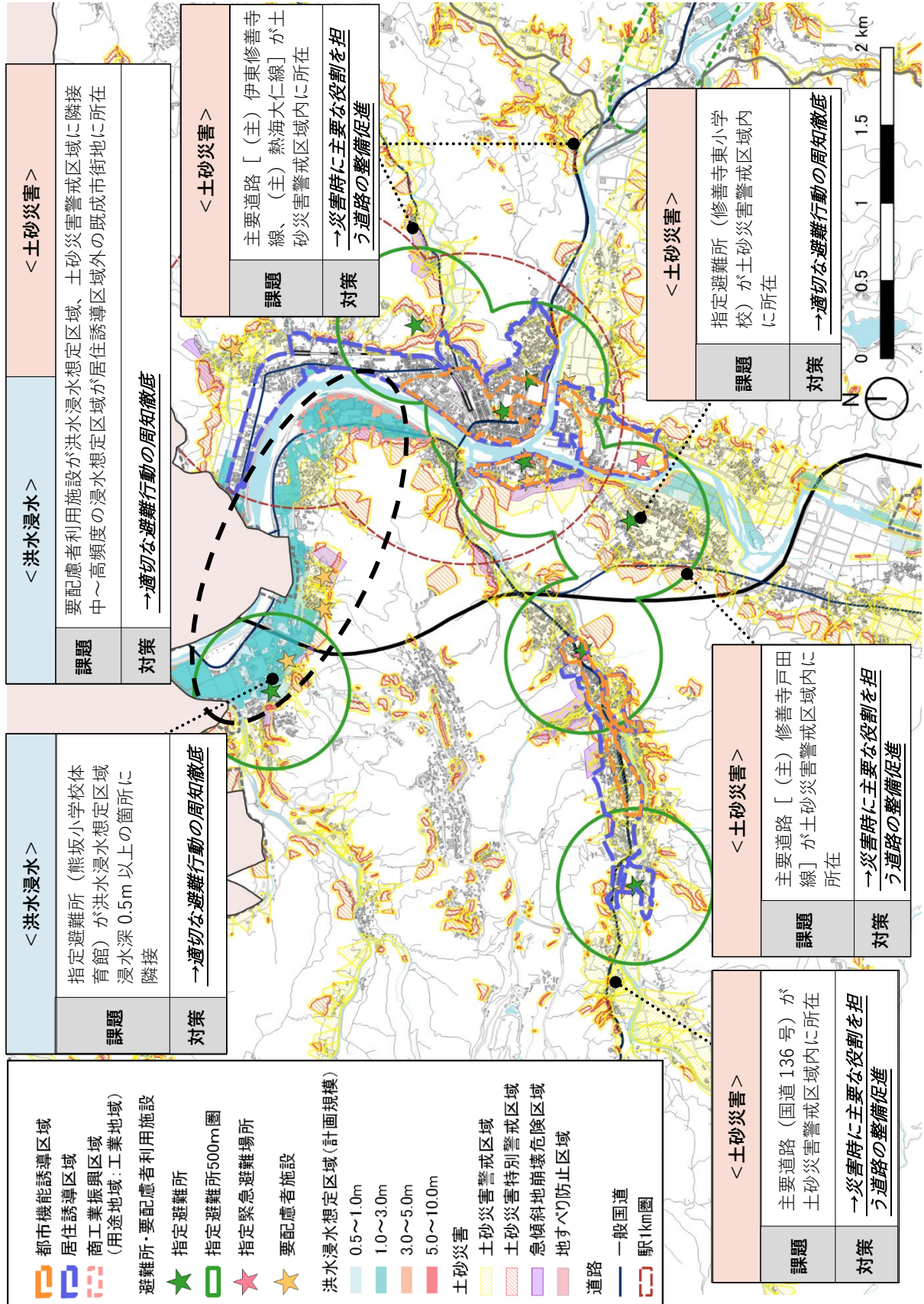


図 修善寺町域全体 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ(洪水浸水(計画規模)×土砂災害)

III 防災指針

(2) 土肥地域

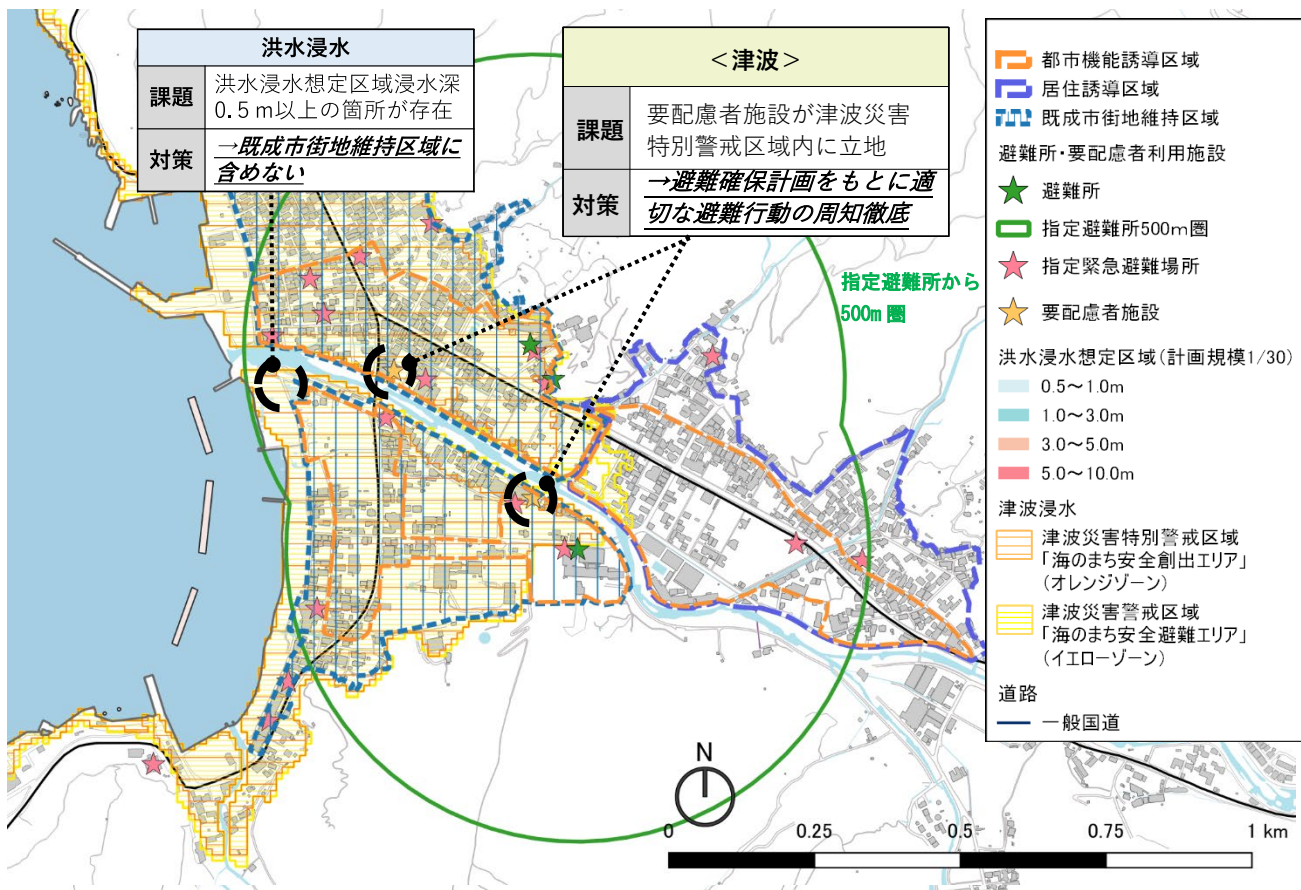
<土肥地域－居住誘導区域内（土肥支所周辺）>

○津波浸水

- ・市街地の広い範囲が津波災害特別警戒区域に指定されているため、その範囲については居住誘導区域に含めないが、防災対策の推進を前提として都市機能誘導区域を設定する。
- ・津波災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設が複数立地している。
- ・津波災害特別警戒区域内に狭い道路や木造住宅密集市街地が存在し、災害時には建物等倒壊による避難路の寸断や延焼火災のおそれがある。
- ・津波災害特別警戒区域内の建物の多くは普通建物^{※1}であり、津波浸水時には倒壊のおそれがあるが、宿泊施設等には堅ろう建物^{※2}も多く、指定緊急避難場所となっている施設もある。

○洪水浸水

- ・松原公園周辺に山川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上の箇所があるため、居住誘導区域に含めない。



<津波>	
課題	全域：津波災害特別警戒区域に指定、都市機能が複数立地
対策	→ <u>津波災害特別警戒区域は居住誘導区域に含めないが、防災対策を推進し都市機能を維持</u>
	→ <u>地域の骨格となる避難道路の整備</u>
	→ <u>特に災害リスクが高いエリアにおける避難路となる道路や通り抜けな広場の整備、地域意向を踏まえた小規模な範囲や緩やかな移転の促進</u>
	→ <u>津波避難複合施設の設置による避難困難地域の解消</u>

※1 国土地理院「作業規則の準則（付録7公共測量標準図式）」より、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物のことを指す
 ※2 国土地理院「作業規則の準則（付録7公共測量標準図式）」より、鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上または3階相当以上の高さのものやスタンドを備えた競技場のことを指す

図 土肥支所周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×津波）

○土砂災害

- ・市街地の縁辺部の広い範囲で土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されている。
- ・指定避難所の土肥小中一貫校は土砂災害警戒区域内に立地している。

○高潮

- ・市街地の沿岸部の広い範囲で高潮浸水想定区域が指定されている。

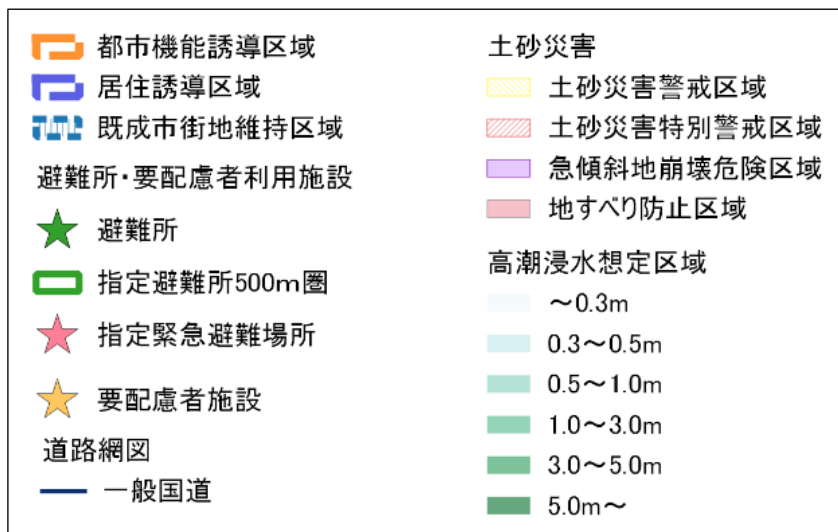
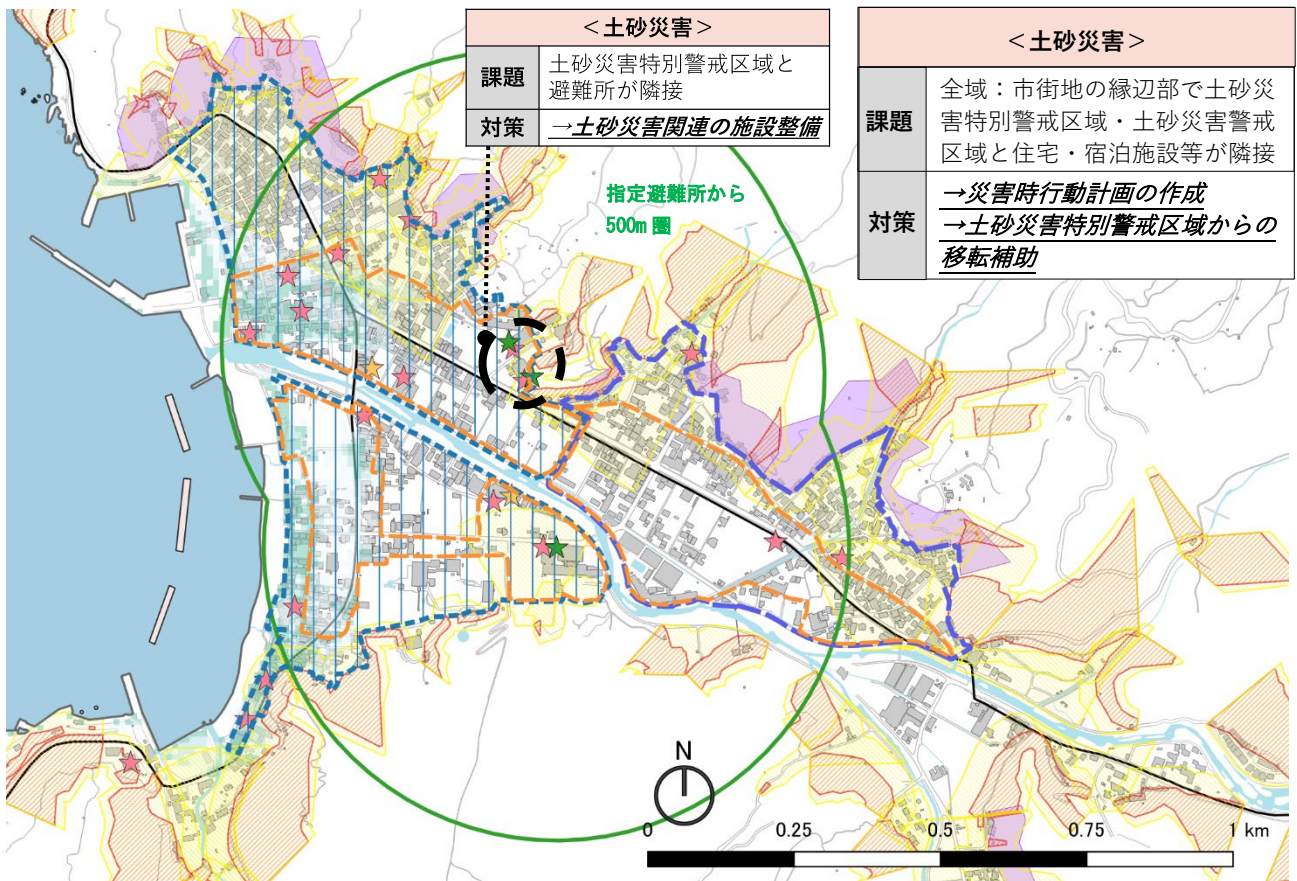


図 土肥支所周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（土砂災害×高潮）

<土肥地域－全域>

○津波浸水

・八木沢地区・小土肥地区の市街地の大部分が津波災害特別警戒区域に指定されている。

○土砂災害

- ・小下田地区の市街地は広い範囲で土砂災害警戒区域に指定されている。
- ・小土肥地区では土砂災害警戒区域と隣接して要配慮者利用施設が立地している。
- ・国道136号及び（主）沼津土肥線の沿道は、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があることから、土砂災害によって途絶することが懸念される。

○高潮

・八木沢地区の市街地の広い範囲と、小土肥地区の市街地の一部が高潮浸水想定区域に指定されている。

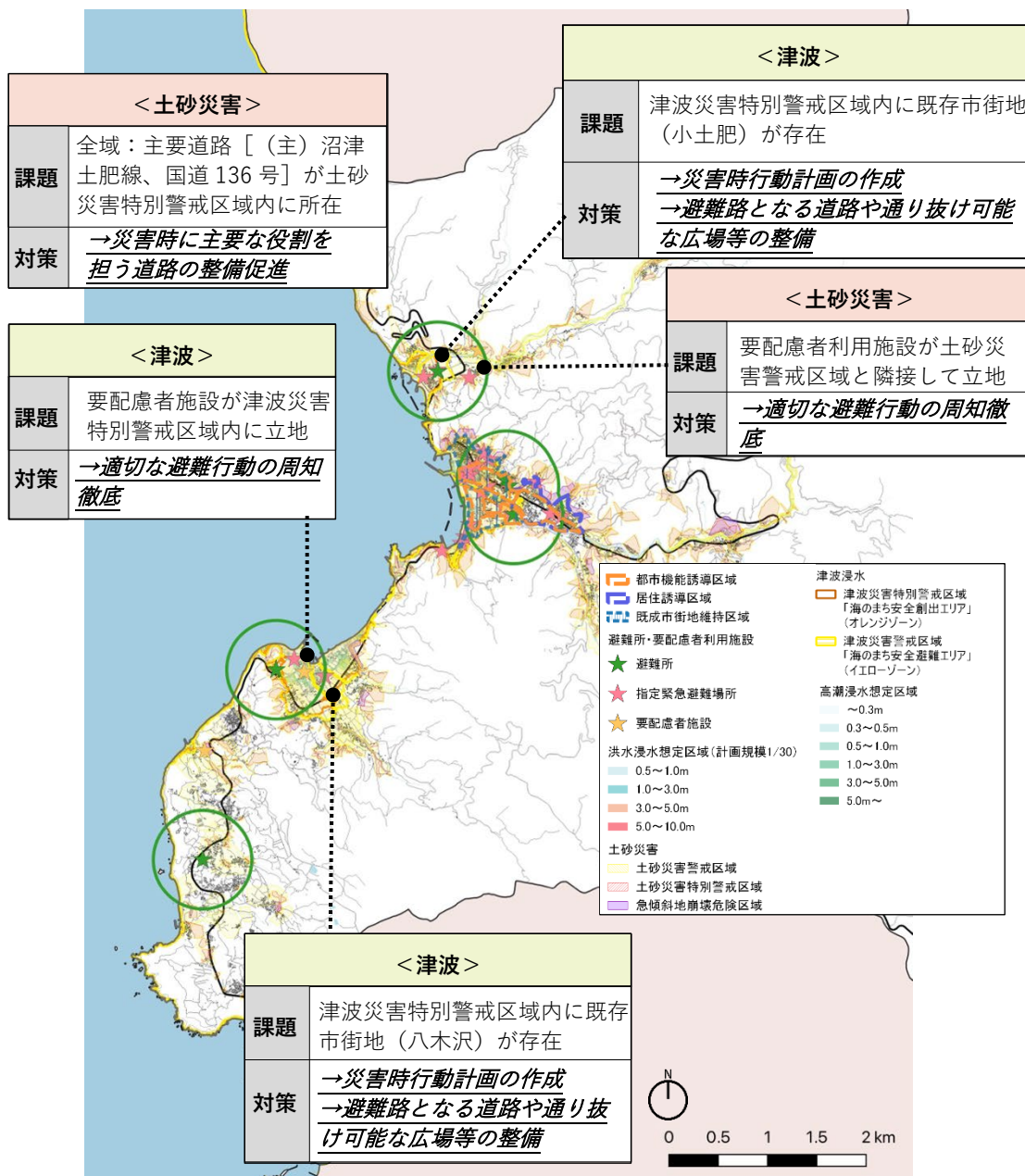


図 土肥地域全体 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

(3) 天城湯ヶ島地域

<天城湯ヶ島地域－居住誘導区域内（天城湯ヶ島支所周辺）>

○洪水浸水

- ・地区北側の一般県道修善寺天城湯ヶ島線と狩野川に挟まれた部分は、狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上かつ土砂災害警戒区域に指定されている。

○土砂災害

- ・市街地の縁辺部は広い範囲で土砂災害警戒区域に指定されているが、住宅が隣接して立地している。
- ・指定避難所の旧湯ヶ島小学校は敷地の一部が土砂災害警戒区域内に立地している。
- ・居住誘導区域内の多くの建物は普通建物※であり、土砂災害が発生した場合、倒壊が懸念される。

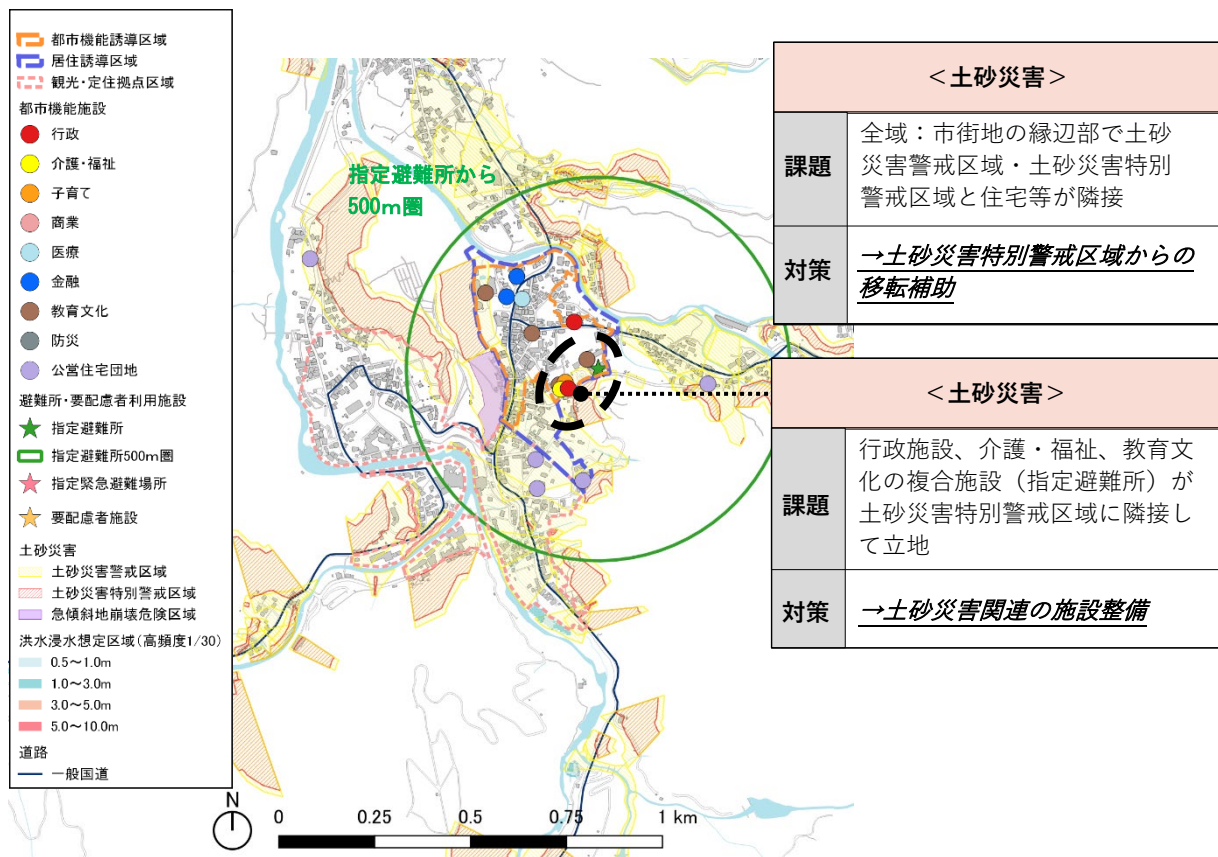


図 天城湯ヶ島支所周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

※ 国土院「作業規則の準則（付録7公共測量標準図式）」より、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物のことを指す

III 防災指針

<天城湯ヶ島地域－居住誘導区域内（月ヶ瀬IC周辺～天城小学校周辺）>

○洪水浸水

- ・狩野川洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されている箇所は、居住誘導区域に含めない。

○土砂災害

- ・地区西側の縁辺部は、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、居住誘導区域に含めない。
- ・指定避難所の狩野ドームは土砂災害警戒区域内に立地している。
- ・居住誘導区域内の多くの建物は普通建物であり、土砂災害が発生した場合、倒壊が懸念される。

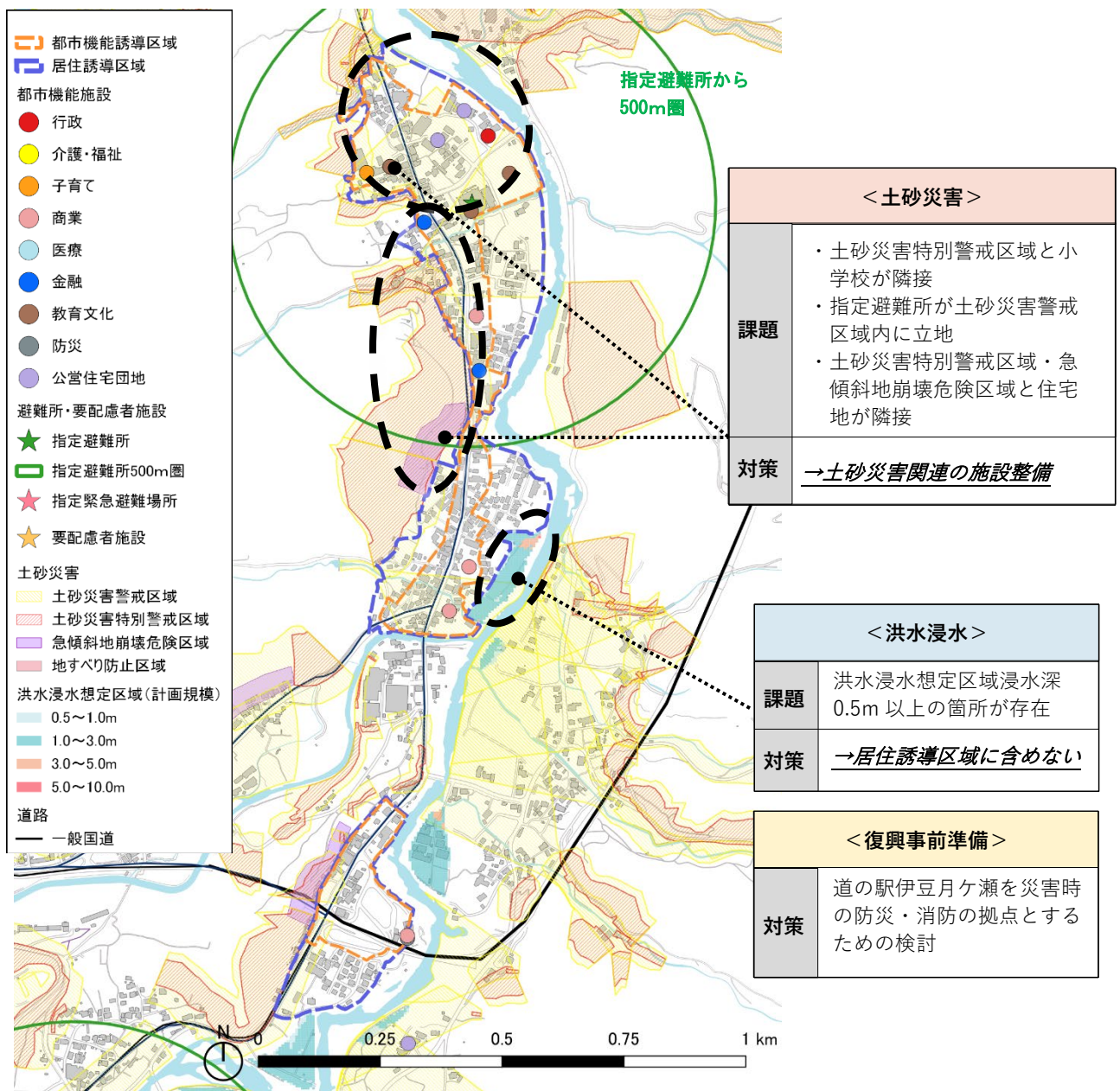


図 月ヶ瀬 IC 周辺～天城小学校周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ
(洪水浸水（計画規模）×土砂災害)

<天城湯ヶ島地域－全域>

○土砂災害

- ・ ほぼ全ての集落の周辺が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されている。
- ・ 国道136号線・国道414号線沿道には土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があるため、土砂災害によって途絶することが懸念される。
- ・ 別荘地（南修善寺グランドビレッジ）の周辺が土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 松ヶ瀬地区の要配慮者利用施設・医療施設の周辺が、土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

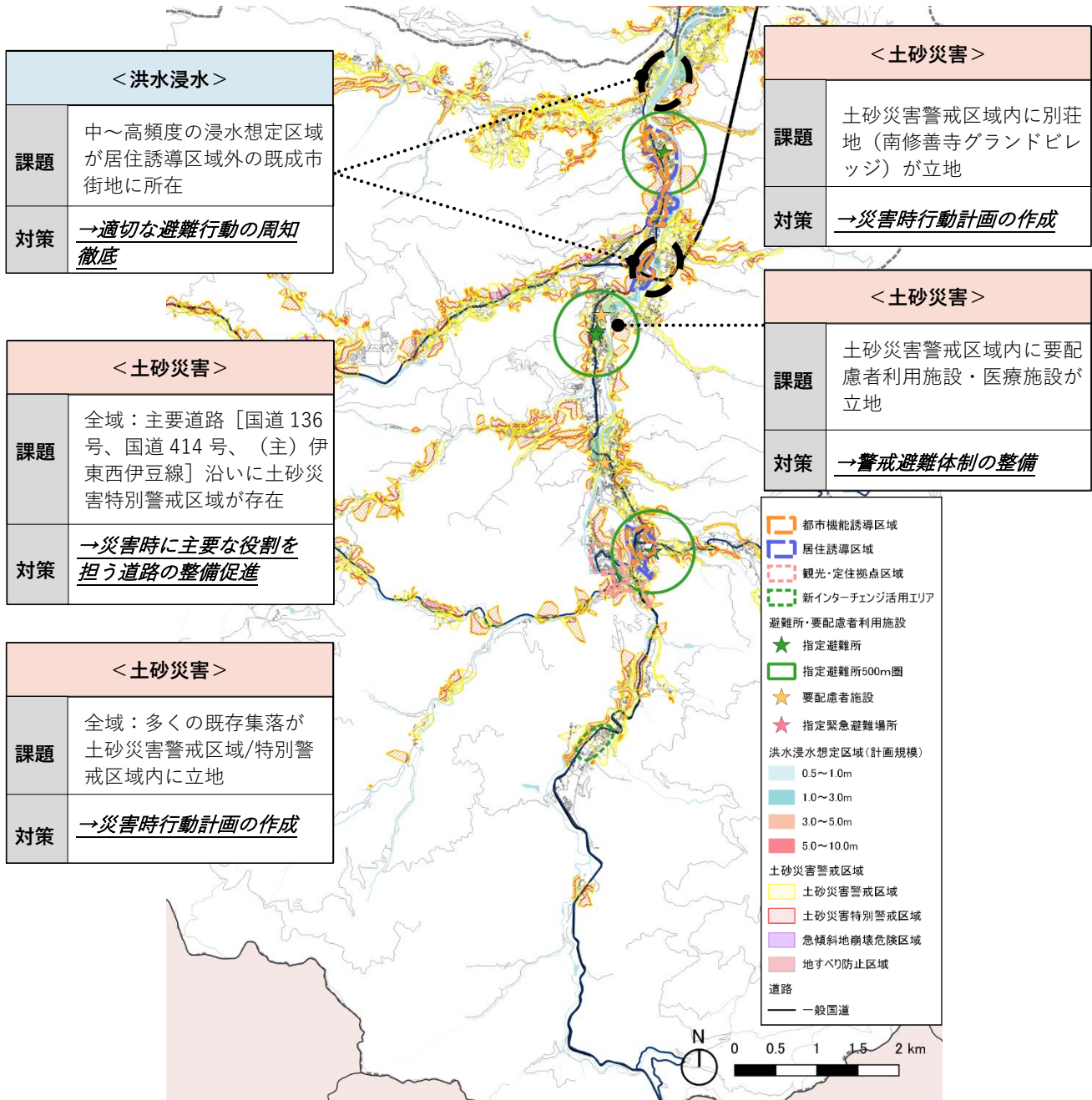


図 天城湯ヶ島地域全体 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

III 防災指針

(4) 中伊豆地域

< 中伊豆地域－居住誘導区域内（中伊豆支所周辺） >

○洪水浸水

- ・大見川の洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5m以上に指定されているが、住宅が複数立地している。

○土砂災害

- ・地区北西部の（主）伊東修善寺線と大見川に挟まれた部分は、土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・指定避難所の中伊豆中学校は、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている。
- ・居住誘導区域の大半は、指定避難所である中伊豆中学校（体育館）まで500m圏域内であり、徒歩での避難が可能と考えられる。
- ・居住誘導区域内の建物の多くは普通建物であり、土砂災害が発生した場合、倒壊することが懸念される。

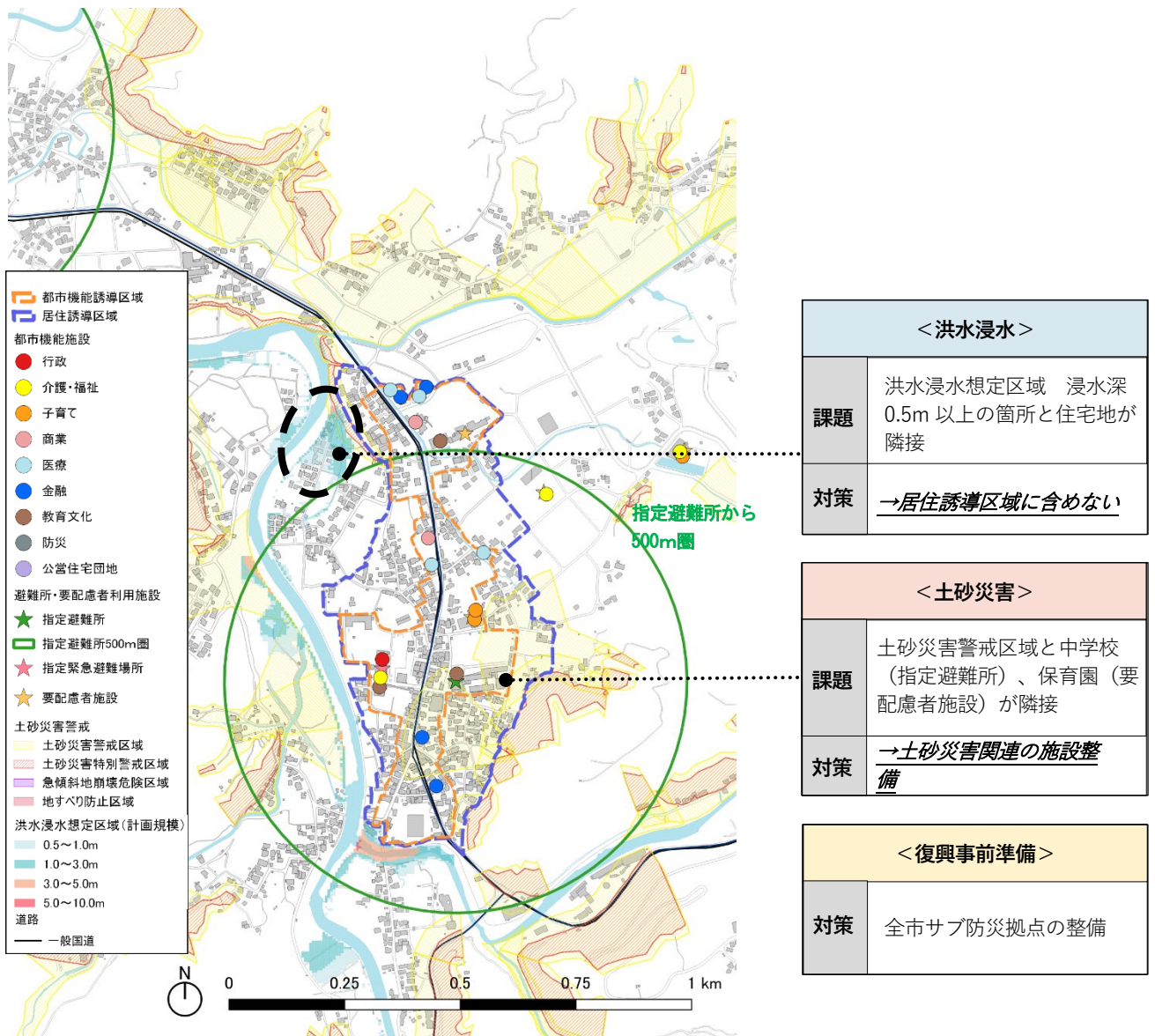


図 中伊豆支所周辺 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

<中伊豆地域－全域>**○洪水浸水**

- ・大見川沿いが洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深0.5～3mに指定されているが、一部に住宅が立地している。また、筏場地区、貴僧坊地区、姫之湯地区など大見川の上流側では、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重なっている箇所があり、災害リスクが高くなっている。

○土砂災害

- ・多くの集落の周辺が土砂災害警戒区域に指定されており、一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・（主）伊東修善寺線沿道の一部（八幡地区～冷川地区）が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・指定避難所（貴僧坊の里・旧大東小学校・旧八岳小学校）の敷地の一部は土砂災害警戒区域内に立地している。
- ・各避難施設へ連絡する道路の沿道で、土砂災害警戒区域が指定されている箇所がある。
- ・別荘地の周辺には指定避難所が立地しておらず、連絡する道路沿いに土砂災害警戒区域が存在しているため、災害時に孤立することが懸念される。

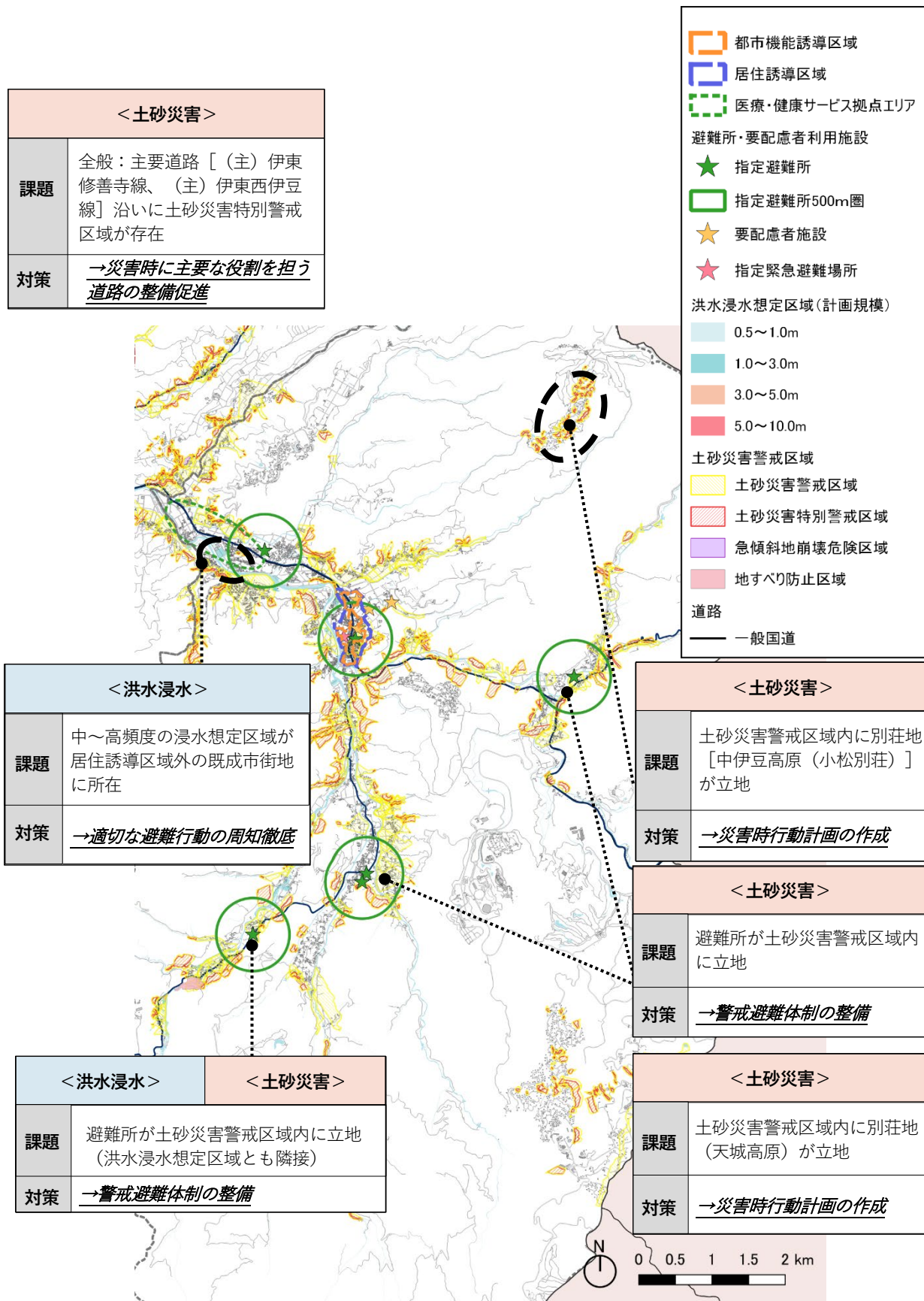


図 中伊豆地域全体 誘導区域内の災害リスクの重ね合わせ（洪水浸水（計画規模）×土砂災害）

3. 取組内容とスケジュール

取組方針に位置づけた対策について、以下のとおり施策を位置付ける。また、これら施策の計画的な進捗を図るため、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の達成目標を設定する。

<共通>

■道路・橋梁等の維持・管理 **リスク低減**

- ・幹線道路や災害時に孤立するおそれのある地域を結ぶ道路及び災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持・管理に努める。

■災害時に主要な役割を担う道路の整備促進 **復興事前準備**

- ・（仮称）日向公園や道の駅伊豆月ヶ瀬等の防災拠点へのアクセス上重要な道路・橋梁について整備・耐震化を進める。

■災害リスクが高いエリアを居住誘導区域に含めない **リスク回避**

- ・「伊豆市水害に備えた土地利用条例」対象区域及び対象区域相当の浸水想定区域は居住誘導区域に含めない。

■災害リスクが低い場所での宅地創出と災害リスクが高いエリアからの移転促進 **リスク回避**

- ・事前復興計画の検討・策定と合わせて、土肥地域内の災害リスクが低い場所での宅地創出と津波災害のリスクが高いエリアからの移転促進について検討する。

■災害時行動計画の作成 **リスク低減**

- ・災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう地区防災計画の策定支援を行う。
- ・全ての地区を対象として、静岡県の実策である「わたしの避難計画」の作成支援を行う。
- ・要配慮者避難支援計画（個別避難計画）の作成支援及び更新を行う。

■避難場所となる公園や広場の確保 **リスク低減**

- ・指定緊急避難場所に指定されている（仮称）日向公園の整備を推進する。
- ・八幡地区における公共施設の跡地活用による避難場所となる公園や広場の整備に加え、他地区においても、避難場所となる公園や広場の整備を検討する。

■災害時における防災・消防拠点の形成 **復興事前準備**

- ・災害時に市内及び伊豆半島全域の防災活動の拠点となる施設として、（仮称）日向公園や道の駅伊豆月ヶ瀬が機能するために必要な対策を検討する。また、八幡地区における全市サブ防災拠点の整備を検討する。

<洪水>

■河川の拡幅や護岸の整備等 **リスク低減**

- ・一級河川・二級河川については、国・静岡県による改修・河道掘削等を促進する。
- ・準用河川・普通河川については、順次、河川改修や砂防施設整備を進める。

■浸水想定区域内に所在する文化施設の移転・整備の検討 **リスク回避**

- ・修善寺川の浸水想定区域（計画規模）内に位置する行政施設（修善寺総合会館）への対応について、修善寺温泉周辺の都市機能誘導区域での整備が考えられる美術館の配置方針と合わせて検討する。

■避難行動につながる情報提供や意識向上の推進 **リスク低減**

- ・洪水ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域等の防災情報の周知に努めるほか、水防活動や避難訓練等により避難行動をとるための取組を進める。

<土砂災害>

■土砂災害関連の施設整備 **リスク低減**

- ・地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設について、国・静岡県による対策実施を促進する。

■警戒避難体制の整備 **リスク低減**

- ・土砂災害ハザードマップを活用し、住民等へ周知・啓発を進めるほか、避難訓練の実施等のソフト対策の取組を進める。

■土砂災害特別警戒区域からの移転補助 **リスク回避**

- ・がけ地近接等危険住宅移転補助の活用等により、危険住宅の除却や安全な場所への移転を伴う建て替えを支援する。

<津波災害>

■地域の骨格となる避難道路の整備 **リスク低減**

- ・土肥地域の海のまち安全創出エリアにおいて、避難ルートの骨格となる避難道路を整備する（松原公園～土肥金山～土肥小中一貫校）。
- ・設置済の避難誘導看板について、設置場所の見直しを行う。

■特に災害リスクが高いエリアにおける避難路や通り抜け可能な広場の整備 **リスク低減**

- ・土肥地域の木造密集市街地において、空家や老朽家屋の除却・狭あい道路の拡幅等により、避難路や広場空間の確保・整備を行う。

■適切な避難行動の周知徹底 **リスク低減**



- ・津波ハザードマップや津波避難行動マニュアルに基づきながら、津波避難訓練の実施等により地震による津波発生時に適切な避難行動をとるための取組・周知を進める。
















■津波災害発生時の移転地の確保 **復興事前準備**

- ・事前復興計画の検討・策定と合わせて、天城湯ヶ島地域において、津波被災時の土肥地域の避難地（仮設住宅用地等）や移転地（宅地）の確保を検討する。

III 防災指針

<取組のスケジュール>

 新規に取組を実施するもの
 既に取組を実施しており、継続するもの

	具体的な取組	実施主体	災害リスク			実現時期の目標		
			洪水	土砂	津波	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
回避	災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	伊豆市	●	●	●	本計画の策定に合わせて実施		
回避	災害リスクが低い場所での宅地創出と災害リスクが高いエリアからの移転促進	伊豆市	●	●	●			
回避	土砂災害特別警戒区域からの移転補助	伊豆市		●				
低減	災害時行動計画の作成	伊豆市	●	●	●			
低減	避難場所となる公園や広場の確保	伊豆市	●	●	●			
低減	道路・橋梁等の維持・管理	国・県・市	●	●	●			
低減	避難行動につながる情報提供や意識向上の推進	伊豆市	●					
低減	河川の拡幅や護岸の整備等	国・県・市	●					
低減	浸水想定区域内に所在する文化施設の移転・整備の検討	伊豆市	●					
低減	土砂災害関連の施設整備	国・県・市		●				
低減	警戒避難体制の整備	伊豆市		●				
低減	地域の骨格となる避難道路の整備	国・県・市			●			
低減	適切な避難行動の周知徹底	伊豆市			●			
低減	特に災害リスクが高いエリアにおける避難路や通り抜け可能な広場の整備	伊豆市			●			
復興事前準備	津波災害発生時の移転地の確保	伊豆市			●			
復興事前準備	災害時に主要な役割を担う道路の整備促進	国・県・市	●	●	●			
復興事前準備	災害時における防災・消防拠点の形成	国・県・市			●	